

---

幼保連携型認定こども園 YMCAとつか保育園

令和3（2021）年度

福祉サービス第三者評価結果報告書

---

# 第三者評価結果報告書

## ①第三者評価機関名

株式会社 学研データサービス

## ②施設・事業所情報

名称：	幼保連携型認定こども園 YMCAとつか保育園	種別：	認定こども園
代表者氏名：	園長 齋藤 信	定員（利用人数）：	132（146）名
所在地：	244-0816 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町865-71		
TEL：	045-870-3663	ホームページ：	<a href="https://hoiku.yokohamaymca.org/totsuka/">https://hoiku.yokohamaymca.org/totsuka/</a>
【施設・事業所の概要】			
開設年月日	1999年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 横浜YMCA福祉会		
職員数	常勤職員： 25 名	非常勤職員：	22 名
専門職員	保育士 31 名	栄養士	2 名
	看護師 1 名	調理員	3 名
	用務員 0 名		
施設・設備の概要	居室数 保育室9室、調理室、事務室	設備等	園庭、屋上園庭、駐車場

## ③理念・基本方針

《教育・保育の理念》  
イエス・キリストの愛と奉仕の精神に基づき、一人ひとりのいのちが輝く平和な社会の実現を目指します。

《教育・保育方針》  
乳幼児期は、人間形成の根っこが育つ大切な時期です。神様、そして保護者や保育者から「あなたが大事」という温かくて豊かな栄養が含まれた想いを受けながら、様々な人間関係の中で、育てられ、育ちます。  
子どもたちは、存在を認められ、思いを受け止めてくれる人に支えられて、自分の力で根っこを伸ばしていきます。「おもしろそう」「やってみよう」「こうしたらどうなる」などと、子ども一人ひとりが生活や遊びのなかで、興味や意欲を示し、その思いを受け止め、支えてくれる大人が傍らにすることが大切なのです。  
YMCAでは、見たり、聞いたり、触ったり、匂いをかいだり、味わったりと、子どもたちの五感を用いて、心とからだを動かすことを大切にしながら、仲間とともに育ちあい、太くて長い根っこが伸びていくことを願います。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

園庭には開園して20年ほどの間に大きく成長した桂の木を中心に築山があり、あんずやみかん、ブルーベリー、オリーブなど実のなる木が多く植えられています。自然豊かで多様性に富んだ園庭では子どもたちが思い思いに遊んでいます。また、夏冬のキャンプや近隣の里山の中で思い切り体を動かす活動などを通して、子どもたちの心と体の豊かな育ちをはぐくんでいます。園を運営する横浜YMCAのネットワークを生かし、水泳や体操、英語、絵画などの活動も取り入れています。保育の特色として、イエス・キリストの教えに基づき、「子どもの主体性を育む保育」「自然に触れ、健康な心と身体と豊かな感性を育む保育」に取り組み、子どもが五感で感じることを大切にしています。子どものやってみたい気持ちを大切にする保育の実践、さまざまな活動や遊びを通して「やってみよう」と子どもの心が動いたことに取り組みます。また、「違うことの大切さを認める保育（異なる年齢や文化と出会います）」「仲間と共に育ち合う保育（いろいろな人たちと共に生活します）」を実践しています。さらに、保護者会「オリーブの会」の保護者ボランティア、学生ユースリーダー、シニアボランティア、地域の奉仕団体などに支えられ、子どもたちが多くの方たちと触れ合う機会を提供しています。お話し会、田んぼ活動、絵本やクリスマスツリーの提供、ほかにも地域の福祉作業所や学童、専門学校との交流などを行い、子どもたちは楽しみながら多くの体験をしています。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年5月27日（契約日）～ 2021年12月18日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（2016年度）

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆子どもの感性や主体性をはぐくみ、気持ちに寄り添う保育を実践しています

園の活動の中に、異文化と触れ合う英語の時間、大自然と向き合う富士山でのキャンプ、いじめをなくそうという取り組みなどがあり、子どもの体や心、感性に触れ、子どもがなぜ、どうしたら良いかを自ら考える力、感性、主体性をはぐくむ機会があります。園で過ごす活動の中で、自分はどうしたいか、友だちはどうしたいか、みんなはどうしたら良いかということを考えられるように、職員は遊びを通じて子どもの「～したい」気持ちを尊重し、子どもの言葉に共感して肯定的に対応しています。子どもの自己肯定感をはぐくむことで、他を認める気持ちも育つように、職員は子どもの心を尊重し気持ちに寄り添う保育を心がけています。

##### ◆キリスト教保育の理念のもと、平和教育、共生社会実現に力を入れています

キリスト教保育の理念方針のもと、地域の教会、ミッションスクールなどとのネットワークもあり、園では命、人権、平和、多様性といった大切な価値観に触れる機会を多く提供しています。また、世界に広がるYMCAのネットワークを生かし、国の文化や習慣の違いを知る取り組みとして、さまざまな活動を保育に取り入れています。いじめや偏見をなくす取り組み「ピンクシャツデー」、障がいのある子どもたちを支援する「チャリティラン」、平和についてみんなで考える取り組みとしての「平和月間」、被災地支援などです。このような多様な取り組みを通じ、子どもたちはともに生きる共生社会の大切さに気付くことができることに取り組んでいます。

##### ◇改善を求められる点

##### ◆職員の負担軽減に向けて業務の効率化を一層図られることが期待されます

認可保育園から認定こども園への転換により、園の裁量で多様な子育てニーズに対応できるようになったと園では振り返っています。通常保育に加え、YMCAが有するリソースや、専門性のネットワークを通じて、保育・教育の側面から、子どもたちには貴重な体験の機会を提供することができています。一方で、活動領域が広がったことから、職員への負担も増えていると振り返っています。ワークライフバランスを推進するため、法人では労務管理の徹底を図るとともに、園でも働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいます。職員の負担のバランスをとるためにも、10月から導入のICTなどで、業務の効率化に一層取り組まれることを期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

私たちのミッション、および教育・保育の内容を丁寧に見てくださり、ご評価いただけたことに感謝いたします。

5年ぶり3回目の第三者評価でしたが、2019年度に幼保連携型認定こども園に移行してから初の受審となりました。この5年間の間にリスクマネジメントやコンプライアンスなど今日的な課題も出てきていますので、職員全員で保育の振り返りをしたり、マニュアルを整理したりする良い機会となりました。

評価調査者の皆様には、子どもの主体性を大事にする、私たちの保育の良いところにご共感いただき、私たちが気が付かない良いところも教えていただき、自信を持つことができました。

利用者アンケートの結果からは、園の基本的な考え方を概ねご理解いただいていることがデータ上からもわかり、有難く思いました。一方で、情報のやり取りや、要望の伝えやすさなどでの課題も見えてきましたので、これらを改善し、利用者サービスの一層の向上に努めてまいります。

子育てや生活の様々なニーズに応えられる園として、幼保連携型認定こども園の機能を生かして、地域に根差してこれからも歩んでまいります。

どうもありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり

## 第三者評価結果

事業所名：幼保連携型認定こども園 YMCAとつか保育園

### 共通評価基準（45項目）

#### I 福祉サービスの基本方針と組織 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<b>&lt;コメント&gt;</b> 法人（横浜YMCA）のスローガン、教育・保育事業の理念・使命、保育目標は、園のしおり（重要事項説明書）やリーフレット、ホームページに掲載し、広く周知に努めています。理念や目標は、年度当初の職員会議にて職員ハンドブックを使って共有を行うとともに、保育計画に反映し、年間を通じて実践に取り組んでいます。保護者には、新入園児説明会や保護者懇談会において、保育理念と保育実践の関係をわかりやすく伝えて理解を深めてもらっています。さらに、園便り、YMCA NEWS、行事での園長挨拶などを通じて、理念や価値観、実践の内容を保護者に伝えていきます。	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<b>&lt;コメント&gt;</b> 園では、法人の園長会、地域連携会議、経営会議、常議員会のほか、戸塚区の園長会、私立園長会、社会福祉協議会、さらに全国レベルの事業者団体などの会議への参加や、広報誌、提供資料により、福祉事業全体の動向の情報を収集し、経営・保育実践の基礎資料として活用しています。また、横浜市子ども・子育て支援事業計画を通じて、市の保育政策の方向性や、ニーズ調査結果、需要の将来推計などを経営における参考資料として活用しています。園長は法人の理事会や評議員会に参加し、法人と園の取り組むべき課題と解決策を協議するとともに、職員と共有しています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<b>&lt;コメント&gt;</b> 法人の活動方針や計画、社会経済情勢、行政の動向、保育需要などを踏まえて、毎年度「事業方針・計画」と予算を作成し、計画的な事業の推進に取り組んでいます。毎月、法人の経営会議、園長会、地域連携会議に参加し、事業の進捗状況、予算の執行状況を共有しています。さらに理事会、評議員会、監査では有識者による助言をもらい、保育、経営の実践に生かしています。会議では共通に取り組むべきテーマや、各園が抱える課題などを共有し、解決策について検討しています。方針、具体的活動は職員会議で共有し、例えばタスクチームを設置して実践に取り組んでいます。	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<b>&lt;コメント&gt;</b> 園では法人の将来計画を踏まえ第1期中期計画を作成し、2021～2023年度の計画的な事業の推進に取り組んでいます。計画では、3つのVISIONを明確にし、「すべての子どもの豊かな成長を支える機会と環境の充実」など8つの重点項目、24項目の具体的目標、最終目標（数値）が示されています。年度別には、具体的行動計画、数値目標を示すなど、検証可能な内容となっています。計画推進では職員によるタスクチームを設置して取り組んでいます。なお、2020年度を最終年度とする中期計画の5年間では、大規模改修、幼保連携型認定こども園への移行などに取り組まれました。	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<b>&lt;コメント&gt;</b> 法人の方針計画、園の中期計画を踏まえて、毎年、単年度の「事業方針・計画」を作成し、年間を通じて計画的な事業の推進に取り組んでいます。計画内容は、法人の全体運営方針と計画内容と併記するなど、法人・園との一体的な事業の取り組みを意図した仕様になっています。計画は、具体的な内容となっており、数値目標を示すなど、検証可能な内容となっています。各四半期ごとの職員会議では、進捗状況を検証、評価して、次期の事業に生かすよう努めています。さらに年度末に振り返りを行い、計画全体の検証・評価を行って、課題などを次年度に生かすよう取り組んでいます。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 単年度の「事業方針・計画」の作成は、職員・保育所の自己評価などの結果を踏まえて原案を作成しています。原案を職員に示して意見を聞き、必要に応じて修正のうえ最終案を法人と共有しています。年度末に職員と共有して、同じ方向に向かって事業に取り組めるよう努めています。なお、作成段階では、YMCAとつか乳児保育園などの地域の同じ法人関係者と意見交換を行うなど、法人の方針、地域の実情を計画に反映するよう努めています。計画については四半期ごとに検証、評価を行い、園長、主任は担当者、タスクチームが円滑に活動を行えるよう支援しています。	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 新入園児の保護者には「事業方針・計画」を反映した園のしおり（重要事項説明書）に基づき説明し、事業計画の主な内容や、理念、方針がどのように保育実践に反映しているか、理解を深めてもらっています。在園児の保護者には年度当初に保護者懇談会を開催し、説明しています。全体会のあと、各クラスに別れてクラス目標、実現に向けた実践などを共有しています。また、「事業方針・計画」は閲覧資料として情報を公開しています。コロナ禍の今年度は、オンラインで保護者懇談会を開催し、欠席者にはインターネットで録画を配信するほか、計画の変更内容は手紙や掲示、メール配信、ホームページなどで保護者に周知するよう取り組みました。	

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 園では計画、実践、振り返り、計画の見直しなど、PDCAサイクルを通じ、保育の質の向上に取り組んでいます。自己評価としては、個々の職員と園全体で評価を行うほか、法人が示す自己申告書により職員は振り返りと目標管理を行っています。さらに、保育の指導計画では、年間指導計画（4期の振り返り）と、月案・週案・日誌を通じた評価・反省、改善、実践に取り組んでいます。年に1回、保育の振り返りを保育実践報告にまとめ、全職員で共有しています。法人では年間を通じてテーマごとに保育研究会を開催し、実践研究の成果を全体で共有し、保育の質の底上げに取り組んでいます。第三者評価は定期的を受審しています。	
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> 保育所として行う自己評価では、振り返りによって課題を明確にして、事業方針・計画に解決策を成文化し、職員全員で改善に取り組んでいます。法人では、各園の事業の実施状況を検証し、全体の課題を明確にして次期の方針作成に生かしています。園では月に一回、職員会議を開催し、園の運営上の課題などを取り上げ、改善策を検討して実践しています。また、園内研修では、職員にアンケートを行い、共通する保育実践上の課題をテーマに設定し、学び、保育に生かすよう取り組んでいます。さらに月案については毎月、振り返りを行い、課題を明確にして次期の月案に生かすよう取り組んでいます。	

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 園長は、年度当初の職員会議で、普遍的な理念とともに当該年度の「事業方針・計画」を示して、その中で自らが果たす役割と責任を明らかにするとともに、職員に求める役割を伝えています。また、「職務分担表」には、各階層・職種に応じた役割が示され、これに沿ってそれぞれの役割に応じた職務に取り組んでいます。園長不在時の指揮命令系統は、主任、副主任、クラスリーダーの順に権限が委譲されています。園長は、個々の職員が自発的、自主的に運営に取り組めるようなボトムアップ式の組織を目ざしており、リーダーシップを発揮して組織運営に取り組んでいます。	
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 園長は日本国憲法をはじめ、遵守すべき児童福祉法、学校教育法、社会福祉法などの根拠法、政省令、条例などを踏まえ、児童福祉施設の管理者、社会福祉法人の職員としてのあるべき姿勢で運営管理に努めています。法令通知は随時に改正があることから、横浜市の事業者説明会に参加するほか、行政通知などを確認し、疑問点は所管セクションに照会するなど、法令を適正な運営に生かすよう努めています。遵守すべき行政通知や法令などは職員へ周知しています。さらに労務管理を適切に行うため、労働法規の把握に努めるほか、必要に応じて社会保険労務士の助言を受け、ワークライフバランスの推進に取り組んでいます。	

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は、日々保育室を巡回し、職員の報告を受けるほか、クラスリーダー会議の結果を踏まえ、保育に関する課題の抽出、必要な助言、指導を行っています。年に1回、保育士個々、及び保育所の自己評価を行い、振り返りと課題の抽出を行っています。改善策は、次年度の「事業方針・計画」に反映し、テーマに応じたタスクチームの設置や、改善策の検討、実施をしています。法人の研修計画は、階層別、テーマ別の研修が示されるとともに、園内研修では職員アンケートを踏まえて計画、実施しています。また、横浜市園内研修アドバイザーによる助言を受けて改善を図るなど、保育の質の向上に取り組んでいます。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は毎月、財務諸表をまとめ、予算対比で執行状況を確認し、経営の安定を図るよう努めています。また、職員の異動や欠員が生じた場合、園長は配置基準に照らすとともに、実際の保育状況を確認して、必要に応じて職員の補充を行っています。毎月、電子出勤管理システムを活用して、職員の出勤状況を確認しています。月間休日数や、年間に有給休暇の取得が少ない職員については、休暇の取得を勧奨するほか、必要な助言を行い、相談を受けるなど、支援に努めています。業務の実効性を高めるための業務改善については、テーマに応じたタスクチームを設置し、園長も自ら参加して課題解決に取り組んでいます。	

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	
<コメント> 法人では人材育成タスクチームを設置し、YMCAの職員育成システムと連動しながら合同研修、保育研究会など、育成プログラムを展開しています。資格等級制度があり、職員の自己研鑽を促す仕組みとして効果を発揮しています。さらに海外・国内の派遣プログラムを用意し、国際的で広い視野をもった職員の育成に取り組んでいます。法人には職員採用タスクチームがあり、各園と協力しながら職員採用を行っています。ホームページに募集サイトを設け、先輩職員のインタビューやSNSを活用したオンライン説明会などを行っています。また、障がい者雇用にも積極的に取り組んでいます。		
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	
<コメント> 法人の「ミッションステートメント」「職員ハンドブック」には、期待する職員像が示され、職員は研修や保育の振り返りの際に参照しています。法人では自己申告制度を運用しており、職員は職業人としての将来像を描き、必要な助言などを受けられます。さらに職務遂行能力、自己研鑽を評価する仕組みとして、「資格認定基準」に基づく資格等級制度を運用しています。行動規範、人事制度は、年度当初の職員会議で共有されています。法人の自己申告制度と併せて、園では独自に目標管理シートを作成し、園長、職員で共有しながら、園長面接を通じて職員を支援しています。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	
<コメント> 労務管理システムを運用し、園長は法人と連携して職員個々の就業状況を把握し、必要に応じて休暇取得の勧奨、相談・助言を行っています。休暇には産休・育休はもとより、職員の子どものための特別休暇、看護休暇、永年特別休暇、慶弔休暇などのほか、今年度から時間有給制度を開始しました。また、職員に対して健康診断、人間ドック、ストレスマネジメントを実施し、職員は産業医に健康上の悩みを相談できる仕組みを運用しています。法人では健康経営を実践するため、職員に対する健康投資を積極的に行っています。専門の委員会を設置し、ワークライフバランスの積極的な推進に取り組んでいます。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	
<コメント> 法人では職員に対して「自己申告制度」を運用しています。各職員が入力フォームを使って、個々の課題、希望職種や学びたいことなどを法人の人事担当者に直接申告し、法人と個人で共有する仕組みです。法人では、職員個々人の職業能力の開発・向上の支援、組織の人事政策に反映しています。さらに当園では、園独自の目標管理シートを使って職員一人ひとりの目標管理を行っています。年度当初に職員は目標設定を行い、中間、年度末に振り返り、評価を行い、次年度の個人目標に反映する仕組みです。園長は面接での助言を通じて、個人の目標管理の支援に取り組んでいます。		

<b>【18】</b> II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<コメント>	
人事制度には、担当から総主事までの7段階の職制、6段階の資格等級が設けられています。資格等級には「資格認定基準」が示され、昇格基準、滞在（在籍）年数、取得資格要件などを明らかにし、制度の公平性・公正性を確保しています。園長、法人の人事担当者は、研修計画に基づく職員の自己研鑽支援の一環として、外部研修（受講補助制度あり）や資格取得を推奨しており、個人の受講履歴や資格取得状況を把握し、人事政策に反映しています。また、法人には保育研究会が設けられ、系列園の職員との交流など横のつながりを大切にしながら、実践研究を通じて個々のスキルアップ、全体の底上げにつなげています。研修計画及び内容は定期的に見直しを行っています。	
<b>【19】</b> II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント>	
職員の職務遂行能力や自己研鑽の努力を評価する仕組みとして、法人では資格等級制度を運用しています。公平性を確保するため人事（資格審査）委員会を設置し、資格認定基準を示しています。法人の人事担当者、園長は基準に基づき職員の知識、技術水準を把握し、要件に該当した職員が資格試験を受験できます。研修体系には、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修が位置づけられています。さらに年に一回、法人主催の保育研究大会を開催し、職員の実践研究の発表、共有の機会を設けています。また、希望する外部研修に職員を派遣するなど、職員の自己研鑽を支援しています。	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
<b>【20】</b> II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<コメント>	
保育職員ハンドブックには「未来の保育者を育て、成長を助けることは、保育園で働く者の大切な責務」と記載しています。園ではこの方針に沿って、中期計画、単年度の「事業方針・計画」に実習生の育成を位置づけています。実習生に関するマニュアルを整備し、実習前にオリエンテーションを行うとともに、最終日に振り返り、成果を確実なものにできるように支援しています。また、職員会議を通じて、実習生の育成方針を共有しています。実習期間中は養成校教員と連携し、実習が実りあるものとなるよう努めています。また、法人研修では養成校の教員を招き、意見交換を行い、実習生支援の質の向上に取り組んでいます。	

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
<b>【21】</b> II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント>	
園のホームページでは、園の概要、入園案内、地域子育てプログラム、Q&A、大切にしていること、保育の特色と内容、一時保育などについての情報を公表しています。これに加え、写真入りのブログを通じて、日々の保育内容や子どもたちの様子を具体的に伝え、保護者や親族、地域の方などに当園の取り組みを広報しています。また、近隣の方々に向けて、掲示板を通じて子育てに関する情報提供に努めています。さらに各種取材に積極的に対応し、テレビでの認定こども園の紹介、タウン誌の運動会取材、保育専門誌の食育のレポートなど、さまざまな媒体に協力して法人の価値観や園の取り組みの周知に努めています。	
<b>【22】</b> II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>	
経理規程をはじめ諸規定には、園における事務、経理、取引などに関するルールが示されています。職務分担表では権限と責任範囲が明確になっています。法人には財務担当の職員を配置し、系列各園と連携して会計の適正な執行に取り組んでいます。さらに、財務の業務については公認会計士、労務管理では社会保険労務士と契約し、日常的に指導、助言を受け、指摘事項については改善に努めています。また、年に一度、監事による業務・会計監査を受け、結果は理事会に報告し、財務、事業の適正性を確保しています。	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
<b>【23】</b> II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>	
地域とのかかわりについて、法人の教育・保育事業の理念・使命では「地域の人々と、ともに生きる社会の形成を担います」と記載し、中期・長期計画にも方針・具体策を明らかにしています。これに沿って当園では、園の行事として「花の日」にはお世話になっている地域の事業所などに子どもたちが花を届けています。また、「収穫感謝」「運動会」「クリスマス会」などの園行事に地域の方を招待して、子どもたちとの交流の機会をもっています。さらに高齢者施設と連携して、子どもと高齢者との交流の機会をもつなど、多世代で交流を行っています。玄関ホールでは、親子が楽しめる地域の社会資源に関する情報（ポスター、チラシ）を提供しています。	



<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>ボランティアの受け入れは、米国YMCA 発祥のボランティア育成のポリシー「メンバーシップ・バイ・デザイン」に沿って積極的に取り組んでいます。法人として、ボランティア受け入れマニュアルも整備しています。受け入れに際してオリエンテーションを実施し、効果的な活動をしてもらえるよう配慮しています。学校教育への協力については事業計画や行動規範に明記しています。中学や高校、大学の職場体験や、地域のシニアボランティア、中学生や小学生の夏休み保育ボランティアを受け入れています。職業体験から学生リーダー、入職へとつながる場合もあります。子どもと遊ぶボランティア募集中のパンフレットを作成し、広く参加を呼びかけています。</p>	
<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>園では、消防署や警察署、地域医療救護拠点、嘱託医、近隣の小児科などの医療機関、戸塚区こども家庭支援課、福祉保健センター、地域療育センターなど関係機関のリストを事務室に掲示し、職員会議で情報共有しています。また、区の園長会議やキリスト教保育所同盟などの会議に参加し、地域の課題解決に向けて協働しています。コロナ禍での子育て支援のあり方について地域の子育て支援機関に働きかけ、ミニ懇談会を開催したり地域の母子支援施設と連携をとるなど実践へつなげる取り組みをしています。配慮が必要な子どもに関しては月1回法人オルタナティブ事業部の支援専門員の巡回指導を受けるほか、虐待が疑われる場合に区のこども家庭支援課や児童相談所などと連携を図っています。</p>	
<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>園長は、戸塚区の園長会や幼保小交流事業、自治会などの会合に参加し、地域の福祉ニーズや生活課題などを把握しています。さらに自治会の理事（園長が就任）として、高齢者の見守りや地域清掃、夏祭りなどの活動、地域のキリスト教会やミッションスクール、ボランティアなどを通じて地域のニーズの把握に努めています。また、地域向けのさまざまな子育て勉強会の活動への助言や講師派遣の機会のほか、動画配信の子育て支援講座や育児相談などの利用者からも地域のニーズや課題を把握しています。朝、園長が園の玄関前に立ち、保護者や住民と直接かかわり、ニーズや話を聞いたり相談に応じたりしています。</p>	
<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>地域向け子育て支援として、交流イベント、育児講座、育児相談、園庭開放などを実施するほか、法人の専門性を生かして子育て情報の提供などを計画的に実施しています。また、地域の教会での子育て支援の勉強会（コロナ禍で多くをWebセミナーとして実施）、地域の就労支援施設のソーシャルスキルトレーニングの受け入れや製作品の委託販売、フードドライブへの協力などを行っています。中期計画には地域連携を位置付け、地域ニーズに基づくさまざまな地域育児支援事業を明示しています。そのほか法人として、発達相談事業や子ども支援基金などを実施しています。園では災害時における地域住民の受け入れも考慮して非常食を準備し、AEDを使用できることも伝えています。</p>	

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

<p>(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>	第三者評価結果
<p>【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>「横浜YMCA保育職員ハンドブック」には子どもを尊重する保育を掲げ、「全国保育士倫理綱領」も記載しています。子どもを尊重する保育については、年度初めの職員会議や行動規範の読み合わせ、法人の「安全人権月間」に行われる人権研修で確認しています。保育士の自己評価などでも子どもの人権や虐待について振り返りをしています。保育中に子どもを性差で区別することはありません。園ではクラス型一斉保育でなく子ども個々のペースに配慮した保育を実践しています。保護者に対しては、子どもの人権を大切にして取り組んでいることを園便りや入園説明会、保護者会などで説明し、いじめをなくすための「ピンクシャツデー」を通して啓発活動をするなど、理解を得るように努めています。</p>	
<p>【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>法人としてプライバシー保護に関して「横浜YMCA保育職員ハンドブック」などに記載しています。年度初めの職員研修で子どもや保護者のプライバシー保護について職員に周知し、理解を深めています。保護者にも園での取り組みについて説明しています。夏季のプール活動の際には、子どもたちのプライバシーに配慮して周囲の視線を遮るように、シートなどを設置しています。子どものおむつ替えや着替えの際にも、子どもの自尊心や羞恥心に配慮して、ほかから見えないよう場所を考慮して行っています。幼児用のトイレにはドアがあり、子どものプライバシーが保たれています。</p>	

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

【30】 Ⅲ-1-(2)-①  
利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

<コメント>

法人統一の保育園の総合パンフレットや「YMCAニュース」を備え、配付しています。また、法人や園のホームページ、園のブログ、Instagram、戸塚区のホームページなどを通して、利用希望者をはじめ多くの方が園の概要や保育内容などの情報を見られるように公開しています。総合パンフレットは、写真やイラストを多用して見やすく理解しやすい内容になっており、特に法人の理念や保育目標などは、わかりやすく記載されています。園の見学希望は予約制で、対面の場合は基本的に園長や主任、事務職員がていねいに対応しています。コロナ禍の昨年度と今年度の園見学は、オンラインで複数の参加者で実施しています。提供する情報の内容については随時見直しをしています。

【31】 Ⅲ-1-(2)-②  
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

保育の開始時には、新入園児説明会や保護者との個別面談を行います。園長と主任、担任予定の保育士が、園のしおり（重要事項説明書）に沿って理念や保育目標、保育内容について保護者に説明し、確認し合い、双方が合意したうえで保護者に同意書に署名捺印してもらっています。コロナ禍ではオンラインで説明会を実施しています。また、外国籍など説明に配慮が必要な保護者については、説明方法をルール化し、法人や系列保育園から通訳のできる職員の派遣を依頼して対応するなど、わかりやすい説明に努めています。保育の開始にあたっては保護者の意向を尊重し、話し合っています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③  
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

a

<コメント>

転園時には保護者と話し合い、保護者の同意のもと必要に応じて転園先に引き継ぎを行います。転園や卒園後に心配なことがあれば相談に応じることも保護者に伝えています。就学後も必要な支援を継続して受けられるように情報提供し、保育の継続性に配慮した支援をしています。法人の事業計画には転園や卒園後の対応について記載し、担当保育士が中心になり行事のお知らせやクリスマスカードなど節目ごとに連絡を取っています。転園や卒園に際しては同意を得てメールアドレスなどの登録を行い、ホームカミングデー、キャンプやボランティアの案内を送っています。現在も卒園児のボランティアが活躍しています。コロナ禍ではオンラインでホームカミングデーを開催しています。

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①  
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

保育士は子どもとの対話を大切に、子どもの満足度は日々の保育の中で子どもの言葉や表情などから把握しています。保護者に対しては、日々の連絡帳や個別面談、意見箱、保護者懇談会などで意見を聞くように努めています。園では保護者満足に関する把握に努め、日々の保育に生かすようにしています。把握した保護者の意向は分析して、職員会議で話し合いを行っています。園には保護者会組織があり、保護者会担当保育士や主任、園長などが、総会や役員会に出席し、要望や提案などを聞いています。コロナ禍での登園自粛期間中にはオンラインで保護者をつなぎ、また、在園児に向けて園庭開放の実施や定期的な電話かけなどを行いました。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①  
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

<コメント>

園では法人作成の「苦情解決マニュアル」を整備し、保護者から要望や苦情があった場合に対応できる体制を整えています。苦情解決の体制は、保護者へ配付の「園のしおり」への記載や玄関ホールでの掲示、入園説明会や保護者懇談会での説明などで保護者に周知しています。苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主任で、横浜YMCA福祉サービス利用者相談センター、第三者委員を設置しています。保護者からの要望、苦情は「ケース（意見・苦情）報告・会議 議事録」に記載し、検討結果は保護者にフィードバックし、保護者に配慮したうえで公表しています。受け付けた内容は検討のうえ、サービス向上につなげるよう努めています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②  
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

「園のしおり」の中に、苦情解決の仕組みとして、保護者が担任以外の主任や園長、その他の職員、第三者委員、横浜YMCA福祉サービス利用者相談センターなど複数のルートで相談できることなどを記載し、入園説明会で保護者に説明するとともに、玄関ホールに掲示して周知しています。保護者から苦情や相談が寄せられた場合、園ではマニュアルに基づき、誠実に迅速な対応に努めています。保護者が相談や意見を述べやすい雰囲気づくりに努め、相談に応じる際、プライバシーに配慮できるように面談室を設けています。保護者が園外での相談を希望される場合は、近隣の法人所有の会議室を利用することも伝えています。

<b>【36】</b> Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント>	
園長及び主任、保育士は、登降園時に保護者と話す機会を増やすよう心がけ、日ごろの会話などから保護者の気持ちをくみ取り、意見の傾聴に努めています。アプリを利用した連絡帳やメールでも相談に応じる体制を構築し、意見箱の設置も行い、保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備しています。相談や意見を受け付けた場合は、苦情解決マニュアルに基づき速やかに対応し、受け付けた意見などについては連絡帳や朝の連絡会、クラスミーティング、職員会議などで共有し、迅速に対応策を検討し取り組み、保育の質の向上に活用しています。マニュアルは年に1回、マニュアル担当の保育士や法人の園長会議などで定期的に見直しをしています。	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
<b>【37】</b> Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント>	
法人で「安全マニュアル」を整備し、安全対策本部、保育事業部でリスクマネジメント担当を設置し、事故報告書の共有を発生日に行うなど組織的に安全管理を行っています。マニュアルに事故発生時の対応の流れを明記し、年度初めの職員会議で確認し合っています。リスクマネジメントの責任者は園長です。安全・人権委員会を中心に7月を安全週間と定め、安全関係のマニュアルを見直しています。プール開始時にはウォーターセイフティーキャンペーンを行い、5歳児の着衣水泳の実施、CPR（心肺蘇生法）研修の実施、緊急事態発生時の対応、他園の事例などについて話し合っています。月1回、施設修繕巡回を実施しています。小さなけがでも発生時には発生要因や再発防止策を話し合っています。	
<b>【38】</b> Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>	
感染症対策については、法人作成の「感染症ガイドライン」「嘔吐物処理マニュアル」などを整備し、責任・役割を明確にした体制を整えています。マニュアルは、看護師を中心に職員会議で共有し、予防策を適切に実施し、定期的に見直しを行い改善を図っています。さらに厚生労働省のガイドライン改定時に合わせて全体的な見直しをしています。看護師が中心となって園内の感染症対策にあたり、嘔吐物処理などの園内研修実施、コロナ禍における消毒1日3回、毎日の検温（職員、保護者、子ども）などの実施と対策を行い、保護者や職員への周知を図っています。園内で感染症が発生した場合は、玄関に状況を掲示し、連絡アプリを通じて保護者に注意喚起を図っています。	
<b>【39】</b> Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント>	
法人として「横浜YMCA安全マニュアル」、また、園の立地条件から川の氾濫を想定した「風水害マニュアル」を整備しています。マニュアルには指示系統や対応体制、災害時の避難経路、誘導、園長不在時責任表などを記載し、法人の本部、保育事業部全体で24時間体制で対応する仕組みができています。また、子どもや保護者、職員の安否確認の方法を定め、連絡アプリを利用した速やかな連絡体制を整備しており、職員に周知しています。備蓄品の管理責任者は園長が務め、防災訓練担当者がリストを作成し管理しています。地域の自治会といっしょに防災訓練を実施したり、被災時の消防署、警察などとの連携を想定した訓練を実施したりしています。	

## 2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
<b>【40】</b> Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント>	
保育についての標準的な実施方法として法人では「子どもの人権」「プライバシーの保護」などについて「横浜YMCA保育職員ハンドブック」に明記しています。また、園として独自に保育に関するマニュアルを作成し、職員に周知しています。標準的な保育を子ども一人ひとりに応じて実践できるように、法人の全体研修（月1回開催の聖書勉強会・キリスト教の保育）や、園内研修を実施し、職員のスキル向上に努めています。日々の活動については保育日誌に記録し、実施状況を園長や主任が確認しています。職員会議では指導計画の作成、評価や見直しを行う際に、保育の実施方法が画一的なものになっていないか検証しています。	
<b>【41】</b> Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント>	
保育の標準的な実施方法の検証、見直しに関しては、保育マニュアルに定めており、職員会議で検証し見直しています。さらに、法人の系列保育園全体で、定期的に話し合う仕組みができています。保育内容やマニュアルの見直しにあたっては、保育士が評価・反省を行っている保育の各指導計画の内容も必要に応じて反映しています。また、職員からの意見とともに、日々の送迎時や個別面談などから得た保護者の意見や提案も検証して、必要に応じてマニュアルに反映しています。特にコロナ禍においては、行政の指導、職員や保護者からの提案を受けて職員会議で話し合い、送迎時の対応、保育や行事の実施内容などの見直しを行っています。	

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①  
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

<コメント>

園での子どもや保護者に関する情報収集の方法が決められ、適切に実施されています。入園時に保護者が記入する「児童票」「健康調査票」や、面談で得た情報の記録は、職員間で共有して指導計画作成に生かしています。全体的な計画を基に、担任が子どもの状況や課題、保護者の意向も考慮し、話し合っ指導計画を作成し、必要に応じて栄養士、看護師、専門機関の職員の助言なども反映しています。指導計画作成の責任者は主任です。指導計画は、職員会議や月案ミーティングで評価、反省を行う仕組みが構築されています。配慮が必要な子どもには、法人オルタナティブ事業部の支援専門員の巡回訪問での意見を参考に担任が個別計画を作成し、適切な保育を行っています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②  
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

指導計画の評価や見直しについては、保育マニュアルで定めています。各指導計画は、担任がほかの職員の意見を参考にしながら定期的に見直し、主任、園長が確認しています。緊急時の計画変更は園長の責任で行っています。指導計画の変更については月案ミーティングで全職員で共有し、修正があれば行い職員会議で職員に周知します。計画の評価、見直しは、日案は日ごとに、月案は月末に、年間指導計画は四半期ごと及び年度末に行っています。送迎時の会話や連絡帳で把握した保護者の意向や子どもの様子を踏まえ、保育に関する課題を抽出し、次の指導計画作成に生かしています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①  
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

子ども個々の発達状況などを記録する「経過記録」など、法人統一の書式が各種あります。それらの記録により、子ども個々の状況や保育の実施状況を園長、主任が確認しています。記録の書き方については差異が生じないように、主任が職員を個別に指導しています。園では、園長、主任、副主任、行事担当など役割を組織化し、的確に情報を共有し、保育を実施できるようにしています。情報に応じて、法人の園長・主任会議、園のクラスリーダー会議、月案ミーティングなどで共有しています。2021年度から法人として導入した保育園ICT化によるデータ情報や、各種議事録などの記録類などを通じて、園内では子どもの情報を共有しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②  
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

法人の「プライバシーポリシー」では、子どもの児童票や健康台帳などの個人情報に関する記録の保管、破棄や情報提供、漏えい防止などについて規定しており、「横浜YMCA職員ハンドブック」に記載し、職員は遵守しています。記録管理の責任者は園長です。新入園児の保護者には入園時の説明会で、在園児の保護者には年度初めの懇談会で、「個人情報について SNS等広報媒体への写真掲載について」として個人情報保護やプライバシー保護に関する取り組み内容を説明し、理解を得たうえで同意書に署名捺印してもらっています。職員に対しては入職時と年度初めの職員会議で個人情報保護について確認、周知し、研修も実施しています。

## 第三者評価結果

事業所名：幼保連携型認定こども園 YMCAとつか保育園

### A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p style="margin-left: 20px;">A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p> <p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画の作成にあたっては、児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨を踏まえ、法人の園長会議、主任会議で検討し、法人が系列園共通部分を作成しています。そして、小学校連携、行事、子育て支援など、地域の状況を考慮して作成する園としての計画部分は、園長が中長期事業計画を作成する際に作成し、職員に園としての計画、方向性を周知しています。全職員に配付している「横浜YMCA職員ハンドブック」には、子どもの権利条約や児童憲章、全国保育士倫理綱領などを掲載して職員に周知しています。園では、地域のさまざまな子育て世代の拠り所となり、保護者と地域、園が、ともに子育てできるよう連携を心がけています。全体的な計画は、新年度に全職員に配付しています。年度末には、法人内の系列全園が集まる保育研究会において内容について振り返りを行うとともに、これらを次年度の年間カリキュラムの作成の際に反映させています。入園式の後に、今年度の計画を職員に説明、周知しています。</p>	a
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p style="margin-left: 20px;">A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>&lt;コメント&gt; 園内の各保育室は採光が良く、温湿度計や空気清浄機を備え、季節に応じてエアコンを使用して適切な温湿度管理を行い、子どもが快適に過ごすことができるよう環境整備に努めています。保育主任、看護師が園内を巡回し、各保育室の湿温度など環境確認をしています。園内はマニュアルに沿って掃除や消毒を行うとともに、布団は適宜に水洗い、陰干し、天日干しを行い、定期的に業者にクリーニングを依頼し、清潔が保たれています。0歳児の保育室には沐浴設備があり、また、園内に温水シャワーを設置し、子どもが汗をかいた場合にはシャワーを浴びて快適に過ごせるようにしています。食事はホールを使用し、午睡、活動は各保育室で密にならるように配慮して行っています。子どもが一人で落ち着きたい時には、カーペットやクッションなどを置き、子どもが自由にくつろげるように工夫しています。クラスごとの手洗い場やおもちゃ、トイレの清掃、消毒の仕方は、職員に周知し、清潔に管理されています。</p>	a
<p style="margin-left: 20px;">A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>&lt;コメント&gt; 子どもの心身の成長や、発達過程などは個別の指導計画や経過記録で把握しています。園では、発達別にグループを作ったり、できるだけ少人数の保育環境を作ったりして、子ども一人ひとりの育ちに合わせた対応を行っています。保育士は子どもとの信頼関係を大切に、遊びや日々の会話の中で、子どもの欲求を肯定的な言葉で受け止め、子どもが自分が愛され、大切にされている事を感じられるように心がけています。子どもの個性や年齢に応じて、保育士は穏やかな口調で声をかけ、子どもが話を聞ける気持ちになるように配慮しています。言葉で自分の気持ちを伝えられない乳児などには、喃語や表情から読み取って「たのしいね」「うれしいね」と気持ちを代弁し、うまく自分の気持ちを表現できない子どもには「～だったのね」「悲しくなったのね」と子どもの気持ちに共感し、受け止めています。職員会議や園内研修では、子どもとのかかわり方について職員間で事例を基に話し合うなどして、子どもとのかかわりが適切になるように努めています。</p>	a
<p style="margin-left: 20px;">A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>&lt;コメント&gt; 園では子どもの月齢や年齢に見合った環境設定に努め、子どもが無理なく生活習慣を身につけられるように配慮しています。保育士は、ほかの子どもと比べるのではなく、一人ひとりができるようになったことを認めています。例えば、自分でトイレに行きたいと伝えたり、一人で着替えができた時などは誉め言葉で、子どもに成功事例の喜びが感じられるようにしています。子どもが自分でしてみようという主体性がはぐくまれるように、保育士は必要以上の支援を控えています。基本的な生活習慣を身につけられるように「～しないでいけない」という指導ではなく、なぜ必要なのかを年齢に見合った言葉で伝え、必要に応じて写真やイラストを使って視覚的にわかりやすい環境づくりを行い、子どもが理解できるように働きかけています。家庭との連続性が特に大切な0～2歳児では子ども個々のペースに合わせています。3～5歳児でも、その日の活動内容に応じて休息を多くとるなど、静と動のバランスが保てるように工夫をしています。</p>	a
<p style="margin-left: 20px;">A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>&lt;コメント&gt; 園庭には固定遊具のほか、大きな桂の木や実のなる木が複数あり、四季を身近に感じられます。また、築山があり、子どもたちは駆け上がったり下ったり、勾配のある部分やトンネルなどで思い思いに遊ぶなど、子どもが全身を使って遊べる環境があります。その中で、子どもたちは自分たちで遊びを考え、ゲームのルールなどを決めており、自分で考えて行動する主体性や自発性がはぐくまれています。また、異年齢の友だちと活動することで順番、ルール、我慢などを少しずつ身につけ、思いやりの気持ちもはぐくまれています。0～2歳児が過ごす2階には広いテラスがあり、移動遊具を置くなどの工夫で、子どもが伸び伸びと遊んでいます。訪問時、2階テラスの子どもと園庭の子どもが手を振り合っている様子が見られました。園行事の「花の日礼拝」「収穫感謝」の時には、近隣のお宅や公共施設に子どもが花を届けるなど、地域の方との交流を通じて社会的なマナーなども学ぶ機会になっています。職員は子どもたちの興味の先にある活動ができるように支援に努めています。</p>	a

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 0歳児の保育では、親と離れて過ごす時間をできるだけ快適に過ごせるように、家庭的な雰囲気になる工夫をしています。遊び、午睡、食事のスペースを分け、安全な環境設定に配慮しています。子どもごとの育ちの差が著しい時期なので、月齢に配慮して子どもたちの活動グループを設けています。保育士は、緩やかな担当制をとって、子どもとの信頼関係が築けるように配慮しています。保育室は子どもの視線に合わせて遊具を備え、揺れるもの、柔らかい触感のもの、音のするものなど、感覚的に子どもの興味関心をはぐくむ環境になっています。保育士は子どもとのスキンシップを大切に、子どもの表情を見ながら声をかけたり、発する声から機嫌を把握しています。子どもが喃語で話しかける言葉を意味のある言葉に変えて返すなどしながら、子どもの自信や自己肯定感をはぐくむようにしています。保護者との連携では、個々の生活記録が細かく記録できる連絡ノートを使うほか、送迎時には家庭での子どもの様子を聞くなど、保護者とのコミュニケーションを大切にしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 1、2歳児の保育では、子どもに自分でしたいという気持ちがある時には、時間がかかってもやり遂げるのを見守っています。保育士は必要以上に手助けはせず、少し距離を置きながらゆっくり待ち、できた時に誉めて子どもが満足感を感じられるように努めています。子どもの欲求は共感するように肯定的に受け止めています。おもちゃの取り合いなどでは「これが欲しかったのね」と受け止め、「かしてねって言うのよ」などと、子どもがほかの子どもとどのようにコミュニケーションをとれば良いか、遊びの中で具体的に伝えています。また、嫌な事は友だちにとっても嫌だという事や、順番がある事などを、遊びを通じて子どもに理解できる言葉で伝えるように工夫しています。0~2歳児は同じ2階フロアで過ごしており、テラスなどでいっしょに遊んでいるほか、3~5歳児が乳児クラスにお手伝いにいくなど、異年齢での交流があります。保護者とは、連絡帳や降園時の会話で子どものエピソードなどを伝え、園への要望を把握するなど、子育てが家庭と連携してできるように園全体で配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 3歳児では、乳児クラスから幼児クラスに進級するなど大きな環境の変化があるので、3歳児の部屋、空間を設けて、そこで生活することで、落ち着きながら新しい環境に慣れるように配慮しています。保育士は子どもが友だちとかかわりを持てるように支援しています。4歳児では、個々の発達や課題を考慮して、集団生活の中でも、各々が自分の主体性を発揮できるように環境設定をしています。子どもが友だちに自分の気持ちを伝えたり、気持ちのコントロールをしたりできるように、集団の中で友だちとどのようにかかわってゆくかを、保育士は子どもの個性に合わせて伝えています。5歳児では、自分だけでなく、みんなで協力して何かを作り上げて喜び、その中で相手の気持ちや話を聞いて互いにどうしたら良いか、自分たちで考える機会を作っています。日常的に散歩の行き先や活動内容を、子どもが自分で選んだグループで行ったりするなど、自主性をはぐくめるように支援しています。プレイデイ(運動会)、ケアプラザでの歌の披露など、子どもたちの成長の様子を伝える取り組みがあります。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園では、全ての子どもがともに育つインクルーシブ保育を実施しています。子どもの特性に合わせて、個別の指導計画を作成し、園全体で子ども個々の発達、成長にかかわるという方針のもとに保育を実施しています。園舎はバリアフリーで多目的トイレなどを整備しています。子どもの障がいの特性に合わせ、必要に応じて担当職員を配置するなど、その子どもが園生活を快適に送れるように支援する体制があります。多文化共生の取り組みを通じて、みんな同じではない、違う事の大切さを認める事を、子どもたちに伝えています。職員は、障がいや特性のある子どもにかかわる療育機関などの関係機関からの情報を保護者から聞いて保育に取り入れています。また、月に1回、法人のオルタナティブ事業部の支援専門員の巡回相談指導により特性のある子どもとのかかわり方のアドバイスを受けています。さらに法人内の研修を受けて、必要な知識、情報を得ています。保護者には、必要に応じて地域の療育センターや特別支援教育総合センターの情報を提供できるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 長い時間を園で過ごす子どものストレスをできるだけ軽減できるように、保育室内には子どもがゆったりできるように、くつろげるスペースを設けています。日々の活動には、ゆったりとした静の時間と活動的な動の時間を計画的に取り入れて、メリハリをつけ、子どもが充実した時間を過ごせるように配慮しています。延長保育の時には、子どもの状態、保護者からの希望に合わせて、補食、夕食を提供し、子どもの心身の欲求が満たされるように配慮しています。延長保育の時間には、子どもたちが自分のやりたい事に取り組めるようにしています。異年齢での交流も見られ、年上の子どもが年下の子どものお世話をするなど、思いやりの気持ちもはぐくまれています。職員は、子どもが主体的に活動できるよう、安全に配慮して見守っています。職員同士は、職員連絡板を使って職員間の連絡事項を確認し、情報を共有して、保護者へ伝達する際には必要に応じて付箋をつけるなど、伝達事項を確実に伝えるようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画には、小学校への接続、連携という項目を設けて記載しています。例年、地域の幼保小連携の取り組みでは、5歳児の子どもたちが小学校見学に行く小学1年生に校内を案内してもらったり、上履きを履く体験をしたりしています。近隣の保育園との交流などでは、同じ小学校に行く子ども同士での交流があります。小学校見学や交流会を通して、子どもたちが不安なく期待を持って就学できるよう配慮しています。保育所児童保育要録は、担当保育士が作成し、園長と主任が確認して提出しています。また、子どもに気になる事項がある場合は、要録を提出する際に知らせています。職員は、5歳児の保護者に対して、小学校入学以降の子どもの生活について見通しが持てるよう、個人面談を行って就学に向けての話し合いを行ったり、年度末の懇談会で小学生の子どもがいる保護者から情報を提供してもらったりするなどして、保護者の不安を軽減できるように努め、子どもの就学に期待を持てるように配慮しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園では子どもの健康に関するマニュアルを整備しています。年間保健計画を作成し、子どもの健康管理を行っています。一人ひとりの子どもの健康情報として「健康調査票」「身体測定」「健康診断記録」があり、それらに基づき園児の既往症やアレルギーについて職員間で周知されています。園のしおりには、病気、けが、事故などに関する項目があり、園の対応について保護者に説明しています。子どもがけがをした時や体調に変化が見られた時には、連絡板に記載して職員間で共有し、保護者には連絡帳、口頭で伝え、事後の状況確認もしています。毎月の「すくすくカード」でも子どもの成長を保護者と共有しています。保護者は入園時に既往歴や予防接種の情報を健康調査票に記載しており、健康調査票は毎年、追記更新されています。SIDS（乳幼児突然死症候群）について、職員は年度初めの職員会議で確認を行い、取り組んでいます。保護者に対しては、SIDSに関するポスター掲示やチラシ配付により情報提供し、健康に関するお知らせは保健便りを発行しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園では「保健年間計画」に従って、全園児に年2回の内科健診と歯科健診、3、4歳児には年1回の視聴覚検査を実施しています。身体測定は全園児で毎月実施し、保護者との連絡帳アプリにも転送しています。これらの結果は、その日のうちに職員間で共有されて、保育に生かすことができるように配慮しています。健診結果は、保護者に紙面で知らせています。健診の前には保護者にお知らせとして、子どもの健康で気になることがあれば園に伝えてもらい、質問があった場合は健診時に嘱託医に聞いた結果を保護者に伝えています。看護師が定期的に、子どもたちの健康、病気、けがについて把握し、子どもたちの健康管理を行っています。日々の歯磨きなどは、担任が実施し、子どもに歯磨きの大切さを伝えています。また、保健便りを発行し、健康診断のお知らせや、感染症、健康に関する情報も保護者に知ってもらえるように努めています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 食物アレルギー対応マニュアルを基に適切な対応を行っています。園では卵、小麦、牛乳が含まれていない給食（仲良し給食）を提供しています。また、それ以外のアレルゲンがある場合は、除去食を提供しています。食物アレルギーがある場合、保護者にかかりつけ医の「アレルギー疾患生活管理指導票」を提出してもらってから食事の提供を開始しています。アレルギーに関する園の取り組みについては、園のしおりに記載し、保護者に入園時に説明しています。アレルギーのある子どもの食事は、アレルギー疾患生活管理指導票に基づいて提供し、毎月、保護者と栄養士、担当保育士が「アレルギー面談」をして献立のチェックをしています。アレルギーのある子どもの食事の受け渡し時は、調理員と担当職員が目視で食事の内容を確認し、アレルギーのある子どもの食事は専用トレイ、専用食器を用いて配膳し、職員が傍らについて誤配食のないように努めています。職員は、アレルギーに関する研修やエピペン研修を受けています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 食育計画には「楽しく食べ、様々な食文化を知る」とあります。コロナ禍の現在の食事の様子は、一つのテーブルに着席できる人数を決めてパーティションで個々のスペースを作り、黙食で食事時間を過ごしています。子どもの成長に合わせた食具を使い、子どもは、自分で食べられる量を決めており、園では完食を強制することはありません。職員は、子どもが苦手なものを少しでも食べられた時には褒めるようにしています。子どもが普段苦手な食材を食べられるように、食育活動で子どもたちが育てた野菜を食べるなど、いろいろな食材を体験できるように努めています。食育活動の例として、5歳児では親子で1年間を通して、地元で田おこし、田植え、草取り、稲刈り、脱穀と、さまざまな活動を通してお米の成長を見ている。また、園で収穫した野菜を使って作品製作するなど、子どもたちの年齢に応じて興味を持てるように工夫しています。保護者に対しては、園で提供している食事のサンプルを掲示し人気メニューのレシピを提供し、給食便りを通じて食の共有を図っています。</p>	

<b>【A16】</b> A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 献立は、各園の栄養士が順番に作成し、2週間サイクルになっています。献立の1回目提供時の残食量などを、次回の献立作成に役立てるようにしています。給食は旬の野菜を使用し、だしは天然のもので作り、食材は安全で安心できるものを使用し、味付けは薄味にするなど、園のしおりに給食提供にあたって園が大切にしている事が記載されています。行事にちなんだメニューとして、例えば、3月にはひな祭りちらし寿司、5月には鯉のぼりの形をしたハンバーグとちまき風おにぎりなどを提供しています。また、郷土食として地元のシュウマイ、大分のとり天を紹介しています。さらに、お誕生日には赤飯のような赤みが出る黒米を提供したり、リクエストメニューを実施したりするなど、子どもが楽しく食事ができるように工夫しています。栄養士は子どもの食事の様子を見て回り、喫食状況の把握や、子どもたちに食事の感想などを聞いています。(コロナ禍では感染対策で見合わせています)調理室の衛生管理はマニュアルに沿って適切に実施されています。	

## A-2 子育て支援

<b>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</b>	第三者評価結果
<b>【A17】</b> A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 園では連絡帳アプリを使用して、保護者と個別に子どもの様子や出来事などについて、日常的にいいねいに連携しています。保育中の、その子どもだけの様子やエピソードを、保護者に直に伝えることができている。また、クラス便りや園便り、ホワイトボード、ポートフォリオ、写真の掲示などを通して、日常的に子どもの園での活動ぶりや成長の姿を保護者に知ってもらえるよう取り組んでいます。さらに、ホームページに設けたブログを定期的に更新して、園の保育活動、保育内容、その意図を理解してもらえるよう努めています。保育参観や保育参加、保護者のボランティア活動、保護者会を通じて園の保育への理解を得られるようにしています。降園時には、保護者の様子にも配慮し、その会話から、子どもの情報、課題を共有するように努めています。保護者との会話の中で気になったことは、職員間で共有するとともに、保護者と信頼関係を築けるように、話しやすい雰囲気づくりや保護者の気持ちに沿った対応を心がけています。	
<b>A-2-(2) 保護者等の支援</b>	第三者評価結果
<b>【A18】</b> A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 保護者の就労状況や園への意向は入園面接で確認し、登降園時などの日々のコミュニケーションにより保護者との信頼関係を構築できるように努めています。職員は、保護者に何か相談したいことがあればいつでも受け付ける事を伝えています。保護者から相談がある場合は、保護者の気持ちに寄り添った対応を心がけています。内容によっては職員は即答せずに、主任、園長に相談しアドバイスをもらってから答えるようにしています。相談内容は記録し、必要に応じて職員間で周知しています。コロナ禍において、保育所の特性を生かした保護者支援の実施が難しい事もありましたが、子育て支援を続けていきたいという思いからアプリ使用のオンラインによる子育て支援を行っています。今年度は7月から毎月、手遊び・ふれあい遊びの紹介や子育て座談会を企画しています。子育て座談会では、子育てを経験している保育者と、子育ての悩みや不安を共有するなどして、保護者が孤立しないように配慮しています。	
<b>【A19】</b> A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 園では、子どもの権利条約や虐待防止マニュアルについて職員に周知しています。虐待の早期発見の取り組みとして職員は、朝の視診であざやけがを確認するとともに、日々の保育の中で子どもの機嫌や様子、何げない会話にも注意をはらっています。虐待が疑われる場合は、気になる部分を写真撮影し、園長に報告し、園全体で子どもと保護者の様子を見守っています。明らかに虐待が確認された場合は、園長が窓口になり関係機関に連絡をする体制が整っています。児童相談所や母子支援施設などとも連携を取っています。法人では、「いじめ反対運動」としてピンクシャツデーの取り組みを行い、子どもたちにも「いじめはいけないこと、みんな仲良くしよう」という気持ちがはぐくまれています。職員も、子どもとのかかわりの中で話している言葉が、子どもの人権を傷つけることのないように意識を持って保育を行っています。不適切な事例が見られた場合は、園全体で話をして、職員が共通認識を持てるように努めています。	

## A-3 保育の質の向上

<b>A-3-(1) 保育実践の振り返り (保育士等の自己評価)</b>	第三者評価結果
<b>【A20】</b> A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 園では、午睡中のミーティング、クラス会議、カリキュラム会議、職員会議で意見交換を行い、主体的に日々の保育の振り返りを行っています。行事については行事後に振り返りを行い、次期の計画に生かしています。各指導計画の作成時には、前月の子どもの心の育ちや意欲、取り組みの過程をポイントにしています。そして、定期的な指導計画の振り返りでは担当保育士が保育の振り返りや自己評価・反省を記録して、保育の改善や次の指導計画作成に生かしています。反省内容は、会議などでほかの職員と共有することで、互いの学びや保育に対する意識の向上につなげています。職員は年1回、年度末に個々で自己評価を行うとともに、園長面談で自身の課題や目ざすものについて確認をしています。園としての自己評価は年度末に実施し、その結果は次年度につなげています。園の自己評価結果は、保護者も閲覧できるように玄関に設置の情報公開ファイルに綴じられています。	



## 福祉サービス第三者評価 利用者調査結果

### 結果の特徴

実施期間：2021年 7月 22日 ～ 2021年 8月 5日
実施方法・・・園を通して保護者へ配付
回収方法・・・評価機関宛に保護者より郵送
調査対象世帯数： 113                      有効回答数： 67                      回収率： 59.3%
<p>保育園に対する総合的な感想は、「満足」が51人（76.1%）、「どちらかといえば満足」が14人（20.9%）で合計65人（97.7%）でした。</p> <p>自由意見には、「子どもの状況に応じて散歩や製作などの活動をしてくれ子どもも喜んでいます」「子どもの自主性を尊重して良い方向に伸ばして下さり、とても感謝しています」「子どもをよく見てくださっていると感じます。それをしっかり伝えていただけるので、とても助かっています」「どろんこあそび含め、外で自然と触れあふ活動を多く実施して下さいます」「先生方がいつも笑顔で、子どもや保護者や他の職員と接しています」「お泊まり会や習い事プールへの送迎、クリスマスなど、この園ならではのイベントも多く、様々な経験も積めて、感謝の気持ちでいっぱいです」など、園への信頼と感謝を寄せる声が多く見られました。</p> <p>項目別に見ますと、「問12. 献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容が分かるようになっていませんか」で100.0%、「問18. 園には、災害発生時などを想定した緊急時の連絡体制はありますか」で98.5%、「問9. 戸外遊びや行事などにより、子どもが自然や地域と関わる機会は十分確保されていますか」で97.0%の保護者が「はい」と回答し、とても満足度が高い様子が読み取れます。</p>

### 結果の詳細

#### ■園の理念・方針について

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問1. 園運営の基本的な考え方(理念・方針)をご存じですか	50	15	2	0	0	67
	74.6%	22.4%	3.0%	0.0%	0.0%	100.0%

#### ■入園時の状況について

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問2. 年間の保育や行事について、説明がありましたか	63	3	1	0	0	67
	94.0%	4.5%	1.5%	0.0%	0.0%	100.0%
問3. 入園前の見学や説明など、園からの情報提供はありましたか	63	2	1	1	0	67
	94.0%	3.0%	1.5%	1.5%	0.0%	100.0%
問4. 入園時の面接などで、子どもの様子や生育歴などを聞いてくれましたか	63	3	1	0	0	67
	94.0%	4.5%	1.5%	0.0%	0.0%	100.0%
問5. 園で収集した個人情報の取り扱いについて、説明はありましたか	58	7	2	0	0	67
	86.6%	10.4%	3.0%	0.0%	0.0%	100.0%

#### ■利用者を尊重する姿勢について

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問6. あなたや子どものプライバシー(見られたくない、聞かれたくない、知られたくないと思うこと)を職員は守ってくれていますか	60	7	0	0	0	67
	89.6%	10.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
問7. 職員は、子どもの気持ちを大切にしながら対応してくれていると思いますか	57	10	0	0	0	67
	85.1%	14.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

### ■日ごろの保育内容について

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問8. 子どもの発達に合わせた豊かな感性を育む活動・遊びが行われていると思いますか	63 94.0%	4 6.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%
問9. 戸外遊びや行事などにより、子どもが自然や地域と関わる機会は十分確保されていますか	65 97.0%	2 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%
問10. 昼寝や休息は、子どもの状況に応じた対応がされていますか	56 83.6%	10 14.9%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%
問11. 基本的な生活習慣(衣服の着脱・排泄など)の自立に向けて、園は家庭と協力しながら子どもの成長に合わせて取り組んでいますか	58 86.6%	5 7.5%	3 4.5%	1 1.5%	0 0.0%	67 100.0%
問12. 献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容が分かるようになっていますか	67 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%
問13. 提供される食事・おやつは、子どもの状況に配慮し、工夫されたものになっていますか	63 94.0%	4 6.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%

### ■園の快適さ・安全対策について

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問14. 園内は清潔で整理、整頓され、子どもが心地よく過ごすことのできる空間になっていますか	59 88.1%	6 9.0%	2 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%
問15. 保育中の発熱やけがなど、子どもの体調変化への対応(処置・連絡など)は、十分されていますか	59 88.1%	6 9.0%	2 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%
問16. 安全対策が十分とられていると思いますか(事故防止、不審者対応、緊急時の対応など)	57 85.1%	9 13.4%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%
問17. 感染症の発生状況や注意事項などの情報を伝えてくれていますか	62 92.5%	4 6.0%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%
問18. 園には、災害発生時などを想定した緊急時の連絡体制はありますか	66 98.5%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%

### ■園と保護者との連携・交流について

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問19. 保護者懇談会や個別面談などによる話し合いの機会はありますか	62 92.5%	3 4.5%	2 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%
問20. 送り迎えの際、子どもの様子に関する情報のやり取りは十分ですか	41 61.2%	19 28.4%	7 10.4%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%
問21. 子どもに関する悩みや不安などについて、気軽に相談しやすいですか	49 73.1%	13 19.4%	4 6.0%	0 0.0%	1 1.5%	67 100.0%
問22. 開所時間内であれば、急な残業や不定期な業務に対して柔軟に対応してくれていますか	53 79.1%	7 10.4%	2 3.0%	5 7.5%	0 0.0%	67 100.0%

■ 不満・要望への対応

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問23. 園長や職員に対して日ごろ不満に 思ったことや要望は伝えやすいですか	38	19	7	3	0	67
	56.7%	28.4%	10.4%	4.5%	0.0%	100.0%
問24. 園は、保護者の要望や不満などに、 きちんと対応してくれていますか	44	16	1	6	0	67
	65.7%	23.9%	1.5%	9.0%	0.0%	100.0%
問25. 要望や不満があったときに、職員以外の 人(役所や第三者委員など)にも相談できるこ とを、園はわかりやすく伝えてくれますか	34	19	12	2	0	67
	50.7%	28.4%	17.9%	3.0%	0.0%	100.0%

■ 総合的な満足度

	満足	どちらかと いえば満足	どちらかと いえば不満	不満	無回答	合計
園を総合的に評価すると、どの程度満足し ていますか	51	14	2	0	0	67
	76.1%	20.9%	3.0%	0.0%	0.0%	100.0%